



2025年11月27日

各 位

会社名 N I T T O K U 株式会社
代表者 代表取締役 社長執行役員 笹澤純人
(コード番号 6145 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 経営企画室長 飯野将
(TEL 048-615-2109)

仲裁案件の解決及び特別損失の計上に関するお知らせ
(業績予想の変更無し)

当社は、ドイツの企業より受注した案件に対する仲裁の申し立てを受けておりましたが、2025年11月14日（日本時間では11月15日）付でドイツ仲裁廷より裁定が下りました。これに伴い、2026年3月期第3四半期（2025年4月1日から2025年12月31日）の決算において、特別損失を計上することとなりましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、2025年11月14日に公表いたしました2026年3月期通期の連結・個別業績予想に変更はございません。

記

1. 特別損失の計上について

当社は、当第3四半期において、仲裁案件に係る損害賠償金等562百万円を特別損失に計上する予定です。

2. 仲裁の提起から裁判に至るまでの経緯

仲裁の提起から裁判に至るまでの経緯につきましては、ドイツ仲裁協会規則（DIS Rules）第44条に含まれる秘密保持義務に基づき公開は差し控えさせていただきます。

2025年11月14日（日本時間では11月15日）付で、ドイツ仲裁廷は当社に対して、PRETTL GmbH Magnet-und Schaltertechnik（以下、PRETTL）への損害賠償金等の支払いを命じ、本件に伴う特別損失は562百万円となる見込みです。

当社としましては、本件に係る損失金が発生する蓋然性は低いと判断をしておりましたが、結果として今回の裁定となり、特別損失の計上に至ったものでございます。

裁定から本開示までに一定期間が経過した理由は、裁定内容や開示事項に関するドイツの弁護士への確認等に時間を要したことによります。

3. 本件仲裁の相手方の概要

- (1) 名称：PRETTL GmbH Magnet-und Schaltertechnik
- (2) 所在地：Sandwiesenstraße 2, 72793 Pfullingen, Germany

4. 仲裁の内容

当社は原告である PRETTL に対して損害賠償金等の支払いを命じられ、本件に伴う特別損失は 562 百万円となる見込みです。なお、仲裁内容の詳細に関しては、仲裁協会規則に含まれる秘密保持義務に基づき公開は差し控えさせていただきます。

5. 業績への影響

2026 年 3 月期第 3 四半期決算において、本仲裁における損害賠償金等 562 百万円については全額を特別損失として計上する予定です。

なお、当該損失につきましては、当該裁定を受け、有価証券の売却等含め損失の補填を進めることにより、2025 年 11 月 14 日に公表いたしました 2026 年 3 月期通期の連結・個別業績予想に変更はございません。

以上